

介護保健施設サービス費個人負担額及びその他の利用料金

令和6年4月1日

■ 介護保健施設サービス費 (1単位は10.72円)  
 ◎基本的にかかる費用(全員が対象) 3割負担

在宅強化型

項目	算定金額	算定単位	備考	
多床室	要介護1	2,802 円	871 単位/1日	84,034 円/月 (3割負担の場合)
	要介護2	3,046 円	947 単位/1日	
	要介護3	3,261 円	1,014 単位/1日	
	要介護4	3,448 円	1,072 単位/1日	
	要介護5	3,618 円	1,125 単位/1日	
従来型個室	要介護1	2,535 円	788 単位/1日	76,026 円/月 (3割負担の場合)
	要介護2	2,776 円	863 単位/1日	
	要介護3	2,985 円	928 単位/1日	
	要介護4	3,168 円	985 単位/1日	
	要介護5	3,345 円	1,040 単位/1日	
栄養マネジメント強化加算	36 円	11 単位/1日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し食事の観察を3回以上行い、栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整を実施	
再入所時栄養連携加算	644 円	200 単位/1回	疾病治療の特別な手段として腎臓病、肝臓病、糖尿病、胃潰瘍、貧血、食・排泄、腸胃異常、痛風、嚥下困難等の流動食、濃厚流動食及び特別な場合の検査食。	
褥瘡マネジメント加算(I)	10 円	3 単位/1月	イ・入所時・利用開始時褥瘡の有無を確認。褥瘡発生と関連のあるリスクについて、評価。少なくとも3月一回評価している事。 ロ・イの評価の結果、情報を厚生労働者に提出。褥瘡の管理の実施に当たって適切かつ有効な実施のために情報を活用している事。 ハ・イの評価の結果褥瘡が認められ褥瘡ケア計画を作成している。 ニ・状態について定期的に記録をしている事。 ホ・イの評価に基づき少なくとも3月一回評価、ケアの見直しをしている事。	
褥瘡マネジメント加算(II)	42 円	13 単位/1月	(I)算定要件を満たしている事。評価の結果褥瘡が治癒したこと。又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発症のない事。	
排せつ支援加算(I)	33 円	10 単位/1月	イ・要介護状態の軽減の見込みについて、医師、又医師と連携をした看護師が評価するとともに少なくとも3月一回支援見直し。 ロ・イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成。継続して実施している事。 ハ・イの評価に基づき、少なくとも3月に1回入所者等ごとに支援経過を見直している事。	
排せつ支援加算(II)	48 円	15 単位/1月	・(I)の算定要件を満たし適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者・排尿、排便の状態一方改善、悪化、おむつ使用からなしに改善するとともに、いずれも悪化が無い。 ・又はおむつ使用ありからなしに改善。 ・又は入所時・利用開始時に尿道カテーテル留置されていたものについて除去されたこと。	
排せつ支援加算(III)	65 円	20 単位/1月	・(I)の算定要件を満たし適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者・排尿、排便の状態一方改善、悪化、おむつ使用からなしに改善するとともに、いずれも悪化が無い。 ・又はおむつ使用ありからなしに改善。 ・又は入所時・利用開始時に尿道カテーテル留置されていたものについて除去されたこと。	
自立支援促進加算	965 円	300 単位/1月	医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ少なくとも3月に1回見直しこと。	
科学的介護推進体制加算(I)	129 円	40 単位/1月	医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ少なくとも3月に1回見直しこと。	
科学的介護推進体制加算(II)	193 円	60 単位/1月	LIFEへのデータ提出とフィードバック活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価	
安全対策体制加算	65 円	20 単位/1回	外部研修を受け担当者配置、安全対策部門設置、組織的安全対策体制の整備されていること。	
口腔衛生管理加算(I)	290 円	90 単位/1月	入所者ごとの状態に応じた口腔管理を歯科医師・衛生士による介護職員への口腔指導 年2回以上	
口腔衛生管理加算(II)	354 円	110 単位/1月	LIFEへのデータ提出とフィードバック活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価	
サービス提供体制強化加算(II)	58 円	18 単位/1日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60以上	
生産性向上推進体制加算(II)	171 円	53 単位/1月	・安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために委員会の開催、ガイドラインに基づいた改善活動を継続。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組み、効果を示すデータの提供を行う。	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	171 円	53 単位/1日	・医師、栄養士、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、介護職員がリハビリテーション計画の内容等の情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。 ・口腔衛生管理加算(I)及び栄養マネジメント加算を実施している事。 ・医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護師、介護職員その他の職員の者が、計画の内容との情報との適切かつ有効な必要情報、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報の共有をする事。 ・見直し、見直し内容について関係機関で共有している事。	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	106 円	33 単位/1月	リハビリテーション実施計画の内容等の情報提供を厚生労働者に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。	
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	33 円	10 単位/1月	・感染症に規定する第二種指定感染症等との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確立している事。 ・一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに協力医療機関と連携し適切に対応している事。	
夜勤職員配置加算	78 円	24 単位/1月	20人に対し1名の夜勤職員の配置	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	※ 円	単位/1月	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)x1.7%(1単位未満の端数四捨五入)x1単位の単価(10.72円)	
◎その他のサービス加算(対象者のみ)				
外泊時費用	1,164 円	362 単位/1日	外泊初日と最終日以外は、所定単位に代えて算定	
外泊時費用(在宅サービスを利用)	2,573 円	800 単位/1日	老健により提供される在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度)	
初期加算(I)	193 円	60 単位/1日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院。	
初期加算(II)	97 円	30 単位/1日	入所日から起算して30日間	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	830 円	258 単位/1日	理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が3ヵ月以内の期間にリハビリを行った場合であって1月に1回以上のADL等の評価、評価結果等の情報を厚生労働者に提出。必要に応じて計画を見直ししている事。	
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	644 円	200 単位/1日	3ヶ月以内の集中的リハビリ	

認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	772 円	240 単位/1日	1)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている事。 2)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が数に対して適切に配置されている事。 3)退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問、当該訪問により把握、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している事。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	644 円	200 単位/1日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の(1)及び(2)該当するものである事。
若年性認知症入所者受入加算	386 円	120 単位/1日	若年性認知症の方を受け入れた場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	10 円	3 単位/1日	認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	13 円	4 単位/1日	専門の研修終了者がチームとして専門的な認知症ケアを実施した場合
認知症ケア加算	245 円	76 単位/1日	認知症の入所者に対しサービスを行った場合
認知症 チームケア推進加算(Ⅰ)	483 円	150 単位/1日	1)入所者の総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である事。 2)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置、かつ複数人の介護職から成るチームを組んでいる事。 3)評価を計画的に行い、チームケアを実施している事。 4)カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等行っている事。
認知症 チームケア推進加算(Ⅱ)	386 円	120 単位/1回	(1)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合する事。 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置、かつ複数人の介護職から成るチームを組んでいる事。
認知症緊急時対応加算	644 円	200 単位/1日	認知症の為に在宅生活が困難で緊急に入所した場合(7日限度)
経口移行加算	90 円	28 単位/1日	医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同で経口移行計画書を支援され、管理栄養士、言語聴覚士が又は看護師による支援が行われた場合180日以内に限り算定。
経口維持加算Ⅰ	1,287 円	400 単位/1月	摂食障害が有し、誤嚥がみとめられ管理栄養士が栄養管理を行った場合。
経口維持加算Ⅱ	322 円	100 単位/1月	(Ⅰ)を算定し継続的な食事の観察及び会議に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
療養食加算	20 円	6 単位/1回	医師の指示等に基づく療養食を提供する場合
ターミナルケア加算	232 円	72 単位/1回	死亡日45日前～31日前 1・医師が一般的認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した事
	515 円	160 単位/1日	死亡日以前4日前30日前 2・入所者又は家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されている事。
	2,927 円	910 単位/1日	死亡日前々日、前日 ※ACPIに関する取り組みを行うこと。 ※本人の意思を尊重した方針決定に対する支援に努めること
	6,111 円	1,900 単位/1日	死亡日 3・医師、看護、介護職、支援相談員、管理栄養士等が共同して、状態又は家族の求めに応じ随時家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている事。
入所前訪問指導加算(Ⅰ)	1,448 円	450 単位/1回	入所前30日～入所後7日以内に居宅を訪問した場合。1回を限度退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合。
入所前訪問指導加算(Ⅱ)	1,544 円	480 単位/1回	入所前30日～入所後7日以内に居宅を訪問した場合。1回を限度退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定にあたり生活機能の具体的な目標を定めるとも退所が見込まれる期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合。1月1回を限度
試行的退所時指導加算	1,287 円	400 単位/1回	1)医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講する事。 2)入所後1月以内に状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治医に説明し、合意している事。 3)入所前時に6種類以上の内服薬が処方されており施設の医師、主治医の医師が共同、内容を総合的評価及び調整かつ療養上必要な指導を行う事。 4)処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報提供を行い、変更後の状態等について、多職種で確認を行う事。 5)退所時の処方内容に変更ある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、内容を診療録に記載している事。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ《入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合》	450 円	140 単位/1回	1)医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講する事。 2)入所後1月以内に状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治医に説明し、合意している事。 3)入所前時に6種類以上の内服薬が処方されており施設の医師、主治医の医師が共同、内容を総合的評価及び調整かつ療養上必要な指導を行う事。 4)処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報提供を行い、変更後の状態等について、多職種で確認を行う事。 5)退所時の処方内容に変更ある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、内容を診療録に記載している事。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ《施設において薬剤を評価・調整した場合》	225 円	70 単位/1回	入所後1月以内にかかりつけ医、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること。退所時又は退所後に1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している事。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算(Ⅱ) 《薬剤情報をライブに提出》	772 円	240 単位/1回	・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)又はロを算定している事。 ・薬剤情報等の情報を厚生労働省に提出。情報を活用している事。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算(Ⅲ) 《退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬》	322 円	100 単位/1回	・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定している事。 ・処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している事。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1,608 円	500 単位/1回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を経て診療情報の提供を行った場合1回を限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	804 円	250 単位/1回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を経て診療情報の提供を行った場合1回を限度
入退所前連携加算(Ⅰ)	1,930 円	600 単位/1回	入所予定日30日以内又は入所後30日以内、退所後希望する居宅支援事業者と連携、入所者の同意、退所後の居宅サービス等の方針を定める
入退所前連携加算(Ⅱ)	1,287 円	400 単位/1回	診療状況を示す文書を情報提供、居宅支援事業者連携、調整
協力医療機関連携加算	322 円	100 単位/1回	①病状が急変した場合に等において、医師又は看護が相談対応を行う体制を常時確保。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している事 ③病状が急変した場合入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
	16 円	5 単位/1回	上記以外の協力医療機関と連携をしている場合
訪問看護指示加算	965 円	300 単位/1回	訪問看護指示書の交付。1回を限度
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	769 円	239 単位/1回	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全に治療を行った場合。連続する10日間
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1,544 円	480 単位/1回	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全に治療を行った場合。連続する10日間
緊急時治療管理費	1,666 円	518 単位/1回	緊急的な治療を行った場合、連続する3日間

\*端数処理により実際の請求金額と若干異なります。また備考欄の金額は1カ月30日として計算しております。

※上記の算定単位は、1日あたり1割の自己負担分です。

※介護職員処遇改善加算は要介護度、加算によって負担額が変動します。

□ 居住費・食費

項目		金額	単位	備考	
居住費	多床室	510 円	1日	15,300 円/月	2床室・4床室
	従来型個室	1,650 円	1日	49,500 円/月	個室
食費(非課税)		1,850 円	1日	435 円/朝	
				750 円/昼	
				665 円/夜	

※備考欄の金額は1ヶ月30日として計算しております。

□ その他の日常生活費(希望した場合にかかる費用)

項目		金額	単位	備考 (税込)	
特別室料	個室	3,289 円	1日	98,670 円/月、	一般棟のみ。(テレビ付)
	2床室	2,194 円	1日	65,820 円/月、	一般棟のみ。(テレビ付) 窓側
		1,100 円	1日	33,000 円/月、	一般棟のみ。(テレビ付) 廊下側
特別な食事(おやつ)		104 円	1日		
教養娯楽費(非課税)		150 円	1日	絵手紙、折り紙、手工芸等のレクリエーション材料。	
理美容代		1,500 円~	1回	業者紹介。(カット、パーマ、毛染め、顔剃り等内容によって料金が異なります。)	

※備考欄の金額は1ヶ月30日として計算しております。

□ その他の日常生活費とは区分される費用(希望した場合にかかる費用)

項目		金額	単位	備考 (税込)	
文書代		1,900 円~	1通	文書の種類によって料金が異なります。	
電気代(税込)		10 円	1日	テレビ、電気式毛布等電化製品お持ちこみの場合。	
特別行事費		実費	1回	例)お花見のお弁当代・	
健康管理費		実費	1回	インフルエンザ予防接種代	
購買費		実費	1回	例)菓子代	
特別活動費		実費	1回	華道・書道等のクラブ活動参加費	
入所セット		実費	1日	業者紹介。(タオル、寝巻、室内着、私物洗濯、日用品等。各セットの内容を単品で購入することも可能です。)	

介護老人保健施設  
けいあいの郷 今宿